

総社市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

総社市教育委員会委員長 林 直 人

総社市教育委員会規則第7号

総社市立幼稚園規則の一部を改正する規則

総社市立幼稚園規則（平成17年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改正後	改正前								
<p>(入園の手続き)</p> <p>第5条 幼稚園に幼児の入園を希望する保護者は、毎年教育委員会が定めた日までに入園願を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(入園の許可)</p> <p>第6条 入園の許可は、<u>教育委員会</u>が行う。</p> <p>(課程の修了)</p> <p>第11条 園長は、所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書（<u>様式第1号</u>）を授与する。</p> <p>(退園の手続き)</p> <p>第12条 園児を退園させようとする保護者は、<u>速やかに退園届を教育委員会</u>に届けなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>園児定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	園児定員	略		<p>(入園願)</p> <p>第5条 幼稚園に幼児の入園を希望する保護者は、毎年教育委員会が定めた日までに入園願（<u>様式第1号</u>）を<u>園長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(入園の許可)</p> <p>第6条 入園の許可は、<u>園長</u>が行う。</p> <p>(課程の修了)</p> <p>第11条 園長は、所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書（<u>様式第2号</u>）を授与する。</p> <p>(退園)</p> <p>第12条 園児を退園させようとする保護者は、<u>その理由を付して園長</u>に届けなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>園児定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	園児定員	略	
名 称	園児定員								
略									
名 称	園児定員								
略									

改正後		改正前	
総社市立山手幼稚園	<u>190人</u>	総社市立山手幼稚園	<u>130人</u>
		総社市立清音幼稚園	<u>140人</u>
様式第1号（第11条関係） 略		様式第1号（第5条関係） 略	
		様式第2号（第11条関係） 略	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表中、総社市立清音幼稚園の項を削る改正は、総社市立認定こども園条例（平成26年総社市条例第36号）の施行の日から施行する。